

農村女性と男女共同参画社会の実現

地方公共団体の政策実現可能性の検討

林 未 来

(法学専攻・シビック・ガバナンスコース)

はじめに

1章 男女共同参画社会とは何か

1節 男女共同参画の歴史的沿革

2節 男女共同参画社会の必要性

3節 小括 男女共同参画社会をめぐる議論

2章 男女共同参画社会の現状

1節 日本における男女共同参画社会の現状

2節 農村部における男女共同参画社会の現状

3節 小括 農村部における男女のあり方についての特色

3章 地方公共団体の政策実現可能性の検討

1節 推進体制の整備

2節 男女共同参画意識の醸成

3節 意思決定過程への参画

4節 家族経営協定の推進

おわりに

はじめに

1999年に男女共同参画社会基本法（以下基本法）が制定されて6年が経過した。基本法制定以前に比べれば、男女共同参画に関する様々な取組がなされるようになり、法律制定の意義はある程度評価されるものであろう。しかし、そのような中で男女共同参画が思うように進んでいない地域がある。それが農村部である。日本の農村女性は、農業の重要な担い手であるにもかかわらず、いまだ農業経営や農業団体・行政などの方針決定への参画が十分ではないのが現状だ。また農村部では一般に性別役割分業意識が

強いと言われる。つまり、家事・育児は女性の仕事と強く考えられているということだ。実際に女性が経営に参画する上での課題として「家事・育児・介護の負担が大きく経営に参画するゆとりがない」と答えたのが37.3%で最も多いという(詳細は2章を参照)¹⁾。農作業と家事, 育児の三重苦は農村女性たちから自由な時間を奪い, 経営や地域活動に参加できないなどの障害を生じさせている。

一方基本法第2条1号は, 男女共同参画社会を「男女が, 社会の対等な構成員として, 自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され, もって男女が均等に政治的, 経済的, 及び文化的利益を享受することができ, かつ, 共に責任を担うべき社会」と定義している。基本法が目指す「男女が, 社会の対等な構成員として」「あらゆる分野における活動に参画する機会が確保」される農村社会を実現するには, 農村の女性たちが性別ではなく個人の能力が重視される環境の中で, 一職業人として尊重され, 農業を担う重要な存在として正当に評価されることが必要不可欠である。よって, 今の農村部の男女のあり方は改善されなければならない, 地方公共団体はそれに対する取組をしていく責務を負っている(基本法第9条)。

以上を踏まえて, 農村における男女共同参画社会を実現させるために地方公共団体は法令を駆使してどこまでのことができるのか, その問いを明らかにするのが本稿の目的である。本稿ではまず, 1章で男女共同参画社会とはどういった社会であるのかを論じる。そして, 2章でその現状を各種統計より浮き彫りにし, 日本全体と農村部における違いを比較考慮することによって農村部の男女のあり方についての特色を検討する。そして, 3章において, 前章までを踏まえて地方公共団体ができることを考えていくこととする。

1 章 男女共同参画社会とは何か

1 節 男女共同参画の歴史的沿革

ここではどのような経緯で基本法が制定されたのかを見ていくこととする。

基本法の制定は、女性差別の撤廃を目指す国際的な動向によって強く要請されたものである。1970年代、国際社会において女性の地位向上が大きく取り上げられるようになった。1975年の「国際婦人年世界会議」における世界行動計画の採択に始まり、その翌年からの「国連婦人の10年」、以後1980年の「国連婦人の10年中間年世界会議」、1985年の「国連婦人の10年ナイロビ世界会議」、1995年の「第4回世界女性会議」と国際会議での取組が重ねられてきた²⁾。それを受けて日本国内では、1975年に当時の総理府に閣議決定により婦人問題企画推進本部が設置され、その後1986年に、婦人問題企画推進本部の本部員を全省庁の事務次官に拡大し、国内体制を強化した³⁾。1985年には女性差別撤廃条約を批准し、1994年、婦人問題企画推進本部が内閣に置かれる男女共同参画推進本部に改組、そして内閣総理大臣の諮問機関として男女共同参画審議会が設置された。国内の男女平等意識の高まりを受け、1996年には「男女共同参画ビジョン」が公表され、男女共同参画審議会はその第3部「総合的な取組に向けた推進体制の整備・強化」において、その取組の一つとして基本法の制定が必要であることに初めて言及した⁴⁾。同年の衆議院選挙の自民党公約においても基本法の制定が掲げられ、さらに自民・社会・さきがけの合意事項としても基本法制定が取り上げられた。また同年に男女共同参画推進本部が策定した「男女共同参画2000年プラン」の中では、男女共同参画社会の実現を促進するための基本法の制定について検討を進めるものとされており、政府としては初めて基本法に関する見解を示すに至っている。その後、本格的に男女共同参画審議会等において基本法制定に向けての議論が進められた。

こうして基本法は、第145回国会に提出され、1999年6月に全会一致で可決された。2001年1月6日の中央省庁等改革により、内閣府に重要政策に関する会議の一つである男女共同参画会議が設置され、その議長には内閣官房長官が就任している。また官房長官は男女共同参画担当大臣を併任してきたが、2005年の第3次小泉内閣において少子化・男女共同参画特命担当大臣として猪口邦子が就任し男女共同参画専任の大臣を置くに至っている。

2節 男女共同参画社会の必要性

男女共同参画社会は何故に必要なのであろうか。まず、男女共同参画社会は人権問題という観点から必要である。戦後に男女平等を謳った日本国憲法が制定され、60年が経過した。しかし、依然として男女平等の達成に残された課題は大きい。今後、人権意識や男女平等意識を醸成するためには、今まで周延的な課題とされてきた女性問題を主流化して、あらゆる政策や取組にジェンダーの視点を取り入れなければならない。その考え方こそが男女共同参画社会の目指すものなのである。ジェンダーの視点とは、その政策が男女の社会的・文化的につくられた性差、性別に対する固定観念に縛られていないか、またはその政策の影響がそれらを助長するものになっていないかということを考慮する視点のことである。あらゆる分野においてジェンダーに中立な政策を展開するためには、特定分野の官庁のみが男女共同参画に取組むだけでは足りず、行政全体で取組んでいく必要がある。「横串」のようにすべての官庁を貫通する仕組みの整備が必要不可欠であったのだ。そこで基本法を制定することによって、ジェンダーの主流化を制度的仕組みの裏付けをもって実施することとなったのである⁵⁾。

また、国際社会との協調という意味においても男女共同参画社会は緊急の課題であった。2004年の国連開発計画(UNDP)が発表した「人間開発報告書」によると日本のジェンダー・エンパワーメント指数(GEM)は測定可能な78か国中38位である。GEMとは各国の国会議員、専門職・技

術職、管理職に占める女性の割合と男女の推定所得を用いて算出する指数である。つまり GEM 指数が低いということは、日本において女性の政治・経済への参画度合いが低いことを示している。注目すべきは「その国の人々の生活の質や発展度合いを示す指標」である人間開発指数（HDI）は 177か国中 9 位であり⁶⁾、一人当たりの国内総生産（GDP）は世界で 8 位⁷⁾であるのにもかかわらず、GEM だけが低い順位に留まっているということである。技術的にも経済的にも先進国と呼ぶことのできる日本は、男女共同参画という観点についてはいまだ先進国とは言えないのだ。日本がこのような状況にあることについて、かつてより各国からの厳しい指摘があり、「国際的に確立された理念の尊重と国際協力の積極的推進」のためにも男女共同参画社会の形成は推進を迫られていたのである。

さらに、少子・高齢化という観点から見ても男女共同参画は急務である。基本法の前文でも「少子高齢化の進展，国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で，男女が，互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い，性別にかかわらず，その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は，緊要な課題となっている」と述べられている。近年，合計特殊出生率が 1.29 に落ち込むという少子化傾向に歯止めがかからない状況が続いており，その一方で日本人の平均寿命は世界に誇れるほどに長くなっている。このままでは，既存の社会保障システムは崩壊するであろう。出生率低下の原因の一つに，女性の社会進出があるとされている。仕事を持つ女性は多くなった。しかし，女性の家事・育児の負担が軽減されたかと言うと決してそうではない。ここにも性別役割分業意識が根付いているのである。今の日本の状況では仕事と家庭生活の両立は難しいと感じる女性が多い。また一度出産・育児のために離職すると次に仕事に就く際には非正規雇用になってしまうというケースが多く，女性たちをなお一層結婚や出産から遠ざけている。その結果，晩婚化が進み，子供を持たない夫婦や女性が急増する。女性たちに家庭に帰ることを要求することは不可能であり，またそれが現代社会

において妥当な考え方ではないということは言うまでもない。子供を産みづらい・育てづらい社会のシステム・意識を変えることが少子化に歯止めをかける唯一の手立てであると考える。「家庭生活とその他の活動の両立」を目指す男女共同参画社会は少子化対策という側面から有効性を持つ。また、長年の不況で停滞した日本経済に活力を与える意味、労働力の低下を阻止する意味においても男女共同参画社会は意味をなすと考えられる。

3節 小 括 男女共同参画社会をめぐる議論

男女共同参画社会は男女が性別にとらわれず、その人がその人らしく生きることのできる社会のことである。基本法はそれを実現するために「男女の人権の尊重」「社会における制度又は慣行についての配慮」「政策等の立案及び決定への共同参画」「家庭生活における活動と他の活動の両立」「国際的協調」の5つの柱を掲げ、総合的にあらゆる分野においてもその趣旨が貫徹されるようにするために制定された法律である。男女共同参画社会の実現に重要なことは個人の尊重と多様な価値観を容認する懐の深い社会をつくること、そして人々の多様な生き方を支援していく体制を形成していくことである。

「性別にとらわれない」と謳う男女共同参画社会に対して、一部で男女共同参画社会が男女の違いを画一的に排除する「ジェンダーフリー」の思想に基づくものであり、日本文化と家族の崩壊を招くなどと批判する人が出てきた⁸⁾。一般的には「ジェンダーフリー」は社会的、文化的性差、要するに人々が長い歴史の中で植えつけられてきた「女らしさ」、「男らしさ」のような固定的な性別に関する考え方から解放する、自由になるということを示す言葉として使われることが多いだろう。しかし、この「ジェンダーフリー」という言葉は明確にはその意味が定まっておらず、男女の違いを画一的に排除するという意味で使われることがない訳ではないという⁹⁾。

本当に男女共同参画社会はこの批判のように男女の区別を画一的になく

すことを目的としたものなのであろうか。男女共同参画社会における「性別にとらわれない」という意味は、性別ではなくその人個人の能力を重視する社会を目指すという意味であらう。行政としても平成14年11月12日の参議院内閣委員会において当時の男女共同参画局長である坂東眞理子氏が「男女共同参画社会はこのような意味（画一的に男女の区別をなくすという意味：括弧筆者）でのジェンダーフリーを目指しているのではなくて、男女共同参画社会基本法で求められているとおり、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会、男女が差別を受けることなく、対等なパートナーとして様々な分野に参画し、利益も責任も分かち合っていけるような社会を目指している」と明言している。男女共同参画社会は今までの男女という2種類の枠から個人という無数のバリエーションへの転換を意味するものである。すなわち、「画一的」とは正反対の取組なのである。男女共同参画社会が男女の区別を画一的に全く無くすといった一部で使われているような「ジェンダーフリー」を目指すものではないということは明確であらう。

また基本法を始めとする公式の文書においては、一度も「ジェンダーフリー」という言葉は使われていない。それにもかかわらず、批判する人たちは男女共同参画社会＝過度の「ジェンダーフリー」と決めつけている。このような誤った認識をした一部の人間によって男女共同参画社会の推進体制の整備を妨げられるという事態が起こることはあってはならないことである（実際に千葉県では条例が廃案になり、いまだ制定されていない）。行政としてはそういった誤解が拡大し、男女共同参画社会の実現が阻害されないように注意を払わなければならない。

ジェンダーというものは究極的には人間一人ひとりの意識の問題であるのかもしれない。しかし、社会生活と私的領域内での思想を混同してはならないと考える。男女共同参画社会への批判は合理的な根拠がなく、私的な思想・感情と社会生活のあるべき姿とを混同している感がある。男女共同参画が「女らしさ」「男らしさ」の否定であるといった批判もこの混同

を免れてはいない。基本法には元々「女らしさ」「男らしさ」という概念は持ち込まれていなく、男女共同参画は「女らしさ」「男らしさ」を否定も肯定もしていない¹⁰⁾。なぜなら基本法が目指している社会が「女らしさ」「男らしさ」という概念の存在しない社会であるからである。また「女らしさ」「男らしさ」は人によって、捉え方がまったく異なった主観的観念であって、それを法律のような極めて客観的な手法によって否定したり、肯定したりできるはずがないのである。社会の変化と要請によって制定される法律は「社会の結晶」である。その法律によっていま、実現を求められている男女共同参画社会は明確に社会の要請を受けた取組であり、推進すべきことは明白である。

2章 男女共同参画社会の現状

1節 日本における男女共同参画社会の現状

(1) 社会における制度又は慣行について

平成16年度の内閣府男女共同参画局実施の「男女共同参画社会に関する世論調査」によると「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という問いに「賛成」もしくは「どちらかといえば賛成」と回答した人が45.2%であり、いまだ約半数の人が多かれ少なかれ性別役割分業意識を持っていると言える。実際に女性がする家事の割合も掃除が77.6%、食事のしたく87.4%、食事の後かたづけ・食器洗い78.9%と圧倒的に多い¹¹⁾。一方、女性が職業をもつことに関して言うと、「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」が40.4%で最多数を占めた¹²⁾。さらに、「今後もっと様々な就業分野で女性が増えるほうがよいと思いますか」という質問に対しては「よいと思う」(55.9%)「どちらかといえばよいと思う」(22.5%)と答えたのは全体の78.4%で、多くの人は女性が働くことに理解を示し、その活躍を期待している¹³⁾。しかし、その理想とは裏腹に、女性有配偶者の労働力率は未婚者の労働力率よりかなり低く、現実的には子育てと就業

の両立が難しいことを示している¹⁴⁾。

また就業分野では、女性の管理職への登用状況が重要な指標になってくる。総務省の「労働力調査」(平成16年)によると、管理職に占める女性の割合は10.1%で約1割である。役職が上がるにつれて、女性の割合は減少し、課長クラスで5.0%、部長クラスでは2.7%とかなり低くなっている¹⁵⁾。過去の雇用慣行や性別役割分業意識などの原因によって男女の労働者間に事実上生じている格差の解消を目的として行う積極的是正措置を「既に取り組んでいる」企業の割合は29.5%（平成12年度26.3%）、「今後取り組むこととしている」企業の割合は8.8%（同13.0%）、「今のところ取り組む予定はない」とする企業の割合は28.7%（同34.2%）であった¹⁶⁾。積極的是正措置の取組は徐々に増えつつあるようである。また、男女の賃金格差もいまだ是正されてはいない。一般男性労働者の給与水準を100として数値化した場合、一般女性労働者の給与水準は68.8である¹⁷⁾。男女間の賃金格差は依然として大きい。これは、賃金の低コスト化を図るために非正規雇用が増え、その中心部分を女性が占めていることに由来すると考えられる。

次に教育分野における男女共同参画を見てみることにする。大学（短期大学を含む）への男女の進学率を見てみると平成17年度で男子45.9%、女子48.6%であり、男女差のあまりない結果となった。しかし、短期大学への進学者数を見てみると、87.1%が女性であり男女比の偏りが顕著である¹⁸⁾。また、親の子供に対する進学についての期待にも性差が見られるという資料もある。子供に4年制大学までの進学を期待している母親は男子に対して61.6%、女子に対して40.2%であり、大学院までの進学を希望しているのは男子に対しては5.7%、女子に対しては2.7%である¹⁹⁾。男子に対しての方が高学歴を期待されている傾向にあると言える。また、専攻分野で女子学生が多いのは社会科学で約3割である。理系分野には女子が少なく、工学を専攻する女子学生は工学を専攻する学生全体の10.6%である。専攻分野に関しても偏りが目立つ結果となっている²⁰⁾。一方教育をする立

場の教員の男女比率はどうなっているのかと言うと、小学校・中学校の教員に占める女性の数は全体の62.7%と多いが、中学、高校、大学と上に上がるにつれてその数は少なくなっている。大学教員の女性の占める割合は16.7%と極めて低くなっている²¹⁾。

(2) 政策等の立案及び決定への共同参画

次に、政策等の立案及び決定への共同参画の状況を見ていくこととする。まず政治分野への参画状況を女性議員の比率で見してみる。国会議員は衆議院が2005年の総選挙後で8.9%、参議院が13.6%である。地方議員は特別区が21.5%、政令指定都市が16.0%、市議会議員が11.9%、都道府県議員が6.9%、町村議員が5.6%となっている²²⁾。この数字では女性の登用状況は必ずしも推進されているとは言えない。政治の世界でもまだ女性は少数派である。また、女性の立候補者自体が少ないということもあるかもしれない。

続いて、行政分野における女性の登用状況を審議会の女性委員比率を例に取り上げてみる。国の審議会が30.9%²³⁾、地方の審議会では都道府県が28.3%、政令指定都市では27.2%となっている²⁴⁾。行政分野では平成17年度末までに各審議会の女性比率を30%にすることを通達によって目標としているので、他の分野よりも女性の参画状況が数字的には高くなっている。しかし、この数字だけを見て男女共同参画が推進されるとしてしまうのはやや早計ではなかろうか。数字だけのパフォーマンスにならないように今後の継続的な女性の登用と女性の意見を政策に反映させていくことが期待される場所である。

企業においては経営や役員などの管理職への登用は1割程度であり、前述のように高位職になるにつれて女性の割合は低くなっている。さらに学術の分野では平成16年3月時点で女性の科学技術研究者の数は96,000人で、全体の11.6%を占め、近年その数は増加傾向にある。大学の女性教員は32,000人で、国立大学教員の10.8%、公立大学で23.2%、私立大学では

18.7%となっている²⁵⁾。教授となるとその数はもっと減少し、全体の9.7%に過ぎない。また、工学や農学といった自然科学系分野においては女性の教授の割合が特に低くなっている。そして司法分野においては、日本弁護士連合会によると2005年12月1日現在で22,056人いる会員中女性は2,859人で約13%である。裁判官は2001年の法務省調べによると3,049人中346人が女性であり、全体の11.3%になっている。また平成16年度司法試験の合格者は24.5%が女性で、近年増加傾向にある。

(3) 家庭生活と他の活動の両立

まず、男性の育児休暇取得率が低い。女性が73.1%なのに対して、男性は0.44%である²⁶⁾。また、総務省の「社会生活基本調査」(平成13年)によると、夫婦と6歳未満の子どもがいる世帯における一週間の平均育児時間は、夫が25分、妻が3時間であり、圧倒的な時間の差が浮き彫りになった。

厚生労働省「子育て支援策等に関する調査研究」(平成15年度)では、子育てについて「仕事と家事育児を同等に重視」もしくは「どちらかと言えば家事育児が優先」あるいは「家事や育児に専念」することを希望する父親は全体で68.9%を占めている。しかし、実際に「仕事と家事育児を同等に重視」もしくは「どちらかと言えば家事育児が優先」あるいは「家事や育児に専念」できているかという問いには対しては33.6%の父親しかできていると回答していない。父親も、家事や育児を仕事と同様かそれ以上に優先させたいが、労働時間が長く実現するのが困難という結果になっており、男性にとっても不利益な状況が続いている。一方母親は、「出産ともなう退職」を希望したのは26.5%だったが、現実には40.3%が退職している²⁷⁾。母親は仕事を継続したいが、実際は退職せざるを得ない状況にあるのではないだろうか。

2節 農村部における男女共同参画社会の現状

(1) 政策等の立案及び決定への参画

日本の農業就業人口は3,622,000人であり、そのうち女性は2,000,000人で55.2%を占める²⁸⁾。女性の農業委員会への登用状況は58,875人中2,369人で4.09%と低い結果になっている。また、女性の農業協同組合の正組員は全国で5,098,862人中787,965人おり、15.45%である。しかし女性の農協役員は1.21%²⁹⁾であり、女性の農業人口が多いにもかかわらず、意思決定過程への参画状況が極めて低いことがわかる。

(2) 家庭生活と他の活動の両立

男女共同参画に必要な政策として「夫や家族による家事・育児の協力」をあげた人が実に女性86.9%男性78.4%と大多数を占める結果となっている。女性が経営に参画する上での課題についても「家事・育児・介護の負担が大きく経営に参画するゆとりがない」と答えたのが37.3%で最も多かった³⁰⁾。さらに女性就業者の農作業時間(農繁期)は10.0時間で、配偶者が11.4時間と大差ないのに対して、家事・育児・介護にかかる時間は女性が2.7時間に対し、配偶者6分(一日に費やす時間)と歴然たる差が見てとれる³¹⁾。農村では家事・育児は女性の仕事という意識が強いようである。また、農業経営に女性はどのようにかかわっていくべきかという問いに対して男性は「経営者として農業全体を取り仕切るべき」7.2%、「共同経営者として農業経営全体を取り仕切るべき」28.0%、「共同経営者として特定部門の経営を取り仕切るべき」25.4%と回答し、合計60.6%の男性が女性は何らかの形で農業経営にかかわっていくべきであるという考えを示している。一方女性はどのように農業経営に関わりたいかという問いに対して、「経営者として農業全体を取り仕切るべき」5.3%、「共同経営者として農業経営全体を取り仕切るべき」14.8%、「共同経営者として特定部門の経営を取り仕切るべき」17.1%と約4割が農業経営に携わることを

希望している³²⁾。男性より女性の方が経営に関与することに消極的なのは自分が実生活の中で家事・育児に追われ、これ以上の負担は不可能であると感じているからかもしれない。

3節 小 括 農村部における男女のあり方についての特色

前述の資料を踏まえて、農村部では男女のあり方にどのような特徴があるのだろうか。

(1) 政策等の立案及び決定への共同参画

国の審議会への女性の登用比率は全体で30.9%、農林水産省の審議会が31.5%と若干農業分野の方が高い数字になっている。行政委員の女性比率は全体で27.2%、農業委員会では4.09%とその差は大きく開いている。民間団体はどうかと言うと女性の管理職への登用比率は全体で10.1%であるが、農協役員では1.21%となっており、農村女性の決定・立案などの意思決定過程への参画が極めて低いことがわかる。

(2) 家庭生活と他の活動の両立

夫も妻も雇用者である「夫婦と子供の世帯」について、週35時間以上就業時間がある妻の1日の家事関連時間は3時間50分であり、夫の家事関連時間は、36分であった³³⁾。一方農村では前述のように、家事・育児・介護にかかる時間は女性が1日に2時間42分に対し、配偶者は6分である。農村部では夫の家事関連時間が全体平均より30分少ない。また、全体と農村の家事関連時間の男女比率を出してみると全体は約6.39対1（女：男）であり、農村部は54対1である。その差は歴然であろう。また、全体と農村の女性自身の家事関連時間を比較すると農村女性の方が家事関連時間は短くなっている。しかし、週35時間の労働をしている女性は単純に考えると週5日で1日7時間労働であるが（もちろんもっと働いている女性はいるであろう）、農村女性は農繁期には1日10時間働いている。しかも

大抵の場合、彼女らには定期的な休みが確保されている訳ではない。労働時間の長さを考えると家事関連時間の短さは家事の軽減を表しているということではないことがわかる。この資料からも、農村での性別役割分業意識の強さが窺える。

さらに農村部と都市部の比較で特徴的なのが賃金についてである。日本全体で見ても一般男性労働者と一般女性労働者との間に賃金格差がある。しかし、農村女性は定期的な賃金を受け取っていないことが多い。平成15年の農林水産省の調べによると農作業に従事して給与や報酬を受け取っている女性就業者は49.6%、約半数であり、そのうちの64.2%が「毎月決まった額を受け取っている」と答えた。つまり全体で31.8%の女性しか毎月決まった額を受け取っておらず、定期的な収入がある女性は少ない³⁴⁾。1か月の受け取り金額の相場は5万から10万円となっている³⁵⁾。

3章 地方公共団体の政策実現可能性の検討

前章では、各種統計から農村の男女のあり方についての特色を見た。その中で、農村では「性別役割分業意識が強い」「女性の意思決定過程への参画割合が著しく低い」「女性には自由な時間がない」「女性の財産形成が十分ではない」という特徴があるということが浮き彫りになってきた。これらは全て農村において女性の地位が低いということを示している。そしてこれらはおのずと農村における男女共同参画を阻害している要因ということになる。女性の意思決定過程への参画割合が著しく低ければ、女性の声が地域の決定や重要な政策に反映されることはないであろうし、性別役割分業意識が強いということは男女のあるべき姿を押し付け、個人の能力や魅力を抑圧してしまうということである。そしてその性別役割分業意識の高さから家事、育児、介護は女性の仕事とされ、女性には自由な時間がなくなる。その結果、意思決定過程への参画から遠のいてしまうという悪循環が生じている。また、家族経営が大多数を占める日本の農家では個人

の財産形成という感覚に疎く、特に女性は賃金を貰わないなど、個人的な財産形成が十分ではない。

そこで本章では、これら農村における男女共同参画の阻害要因を地方公共団体はどのようにして改善することができるのか、その可能性の検討を試みたい。

1 節 推進体制の整備

男女共同参画社会の形成のためにはまず、地方公共団体の庁内体制を整え、男女共同参画に関する政策を継続的かつ確実に進めることのできるシステムを確立することが必要不可欠となる。その推進体制づくりに法的根拠を与えるのが地方公共団体の条例である。

条例の制定は都道府県のみならず、市町村においても必要である。それはなぜか。第1に地方分権の流れにより、都道府県と市町村は対等な関係となり、そのため都道府県の条例で市町村の責務を具体的に規定することが困難になった³⁶⁾。よって、市町村は市町村独自の条例において、その具体的政策を定めなければならない。そして第2に、本稿で農村における男女共同参画の推進状況が遅れていることを述べてきたことを見てもわかるように地域によって男女共同参画の推進状況にはばらつきがある。例えば同じ北海道であっても、政治・経済の中心地であり、企業で働く女性の多い札幌市の男女共同参画社会の実現に必要な政策と、農業のような自営業を営む女性の多い十勝地方の市町村における男女共同参画社会の実現に必要な政策では違いがある³⁷⁾。よって、男女共同参画社会の形成を効果的に推進していくためには、都道府県のみならず市町村においても男女共同参画に関する条例を制定する必要があるのである。

ここでは、推進体制の整備に着目して、都道府県と市町村の条例の双方に共通する男女共同参画社会の形成にとって重要な意味を持つ項目を検討していくこととする。

(1) 条例の制定と意義

基本法が制定された直後から、各地で男女共同参画に関する条例制定が活発になった。2005年1月時点の全国の地方公共団体における男女共同参画に関する条例の制定数は、46都道府県276市町村である³⁸⁾。

基本法第9条は「地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」と規定しており、地方公共団体はこの規定を根拠として男女共同参画に関する条例を制定することになる。そしてその条例を根拠にして地域の実情に応じた具体的な政策を展開することができるようになる。基本法はその名のとおり基本的な男女共同参画の方向性を法定化したものであり、具体的な取組については何ら規定していない。そこで基本法の補足的役割も兼ね、地域の実情に応じた具体的な政策を明記した条例を制定することが必要になってくるのだ³⁹⁾。さらに、条例制定には基本法の基本理念を条例によって具体化することで、政策の実現を担保するという意味も含まれる。また、条例という法規的性質を持つ手法において男女共同参画の推進を規定することで、いままでは一部の課の問題として扱われていたジェンダーの問題が地方公共団体全体で取組むべき課題となる⁴⁰⁾。

(2) 必要な規定の検討

男女共同参画を推進するために、条例にはどのような規定を盛り込むべきであろうか。

審議会の設置

まず、条例で男女共同参画の基本方針や計画に関する審議をし、地方公共団体の長による諮問に応じる等の役割を担う男女共同参画審議会の設置を規定する必要がある。なぜなら、男女共同参画社会の形成は地域の実情を考慮しながら推進すべきであるためなるべく民主的に行われるべきであるし、審議会は地方公共団体が男女共同参画社会の形成のために適した政

策を展開しているか否かを監視する機能を有しているからである。そして、委員を公募制にするなど住民と一体となって政策を進められれば、行政の独りよがりな政策展開を防止することができる。また監視機能を強化するためには、ただ長の諮問に応じるだけでなく、審議会が地方公共団体の長に対して主体的に意見を述べるような権限を条例によって付与することが必要である。

さらに地方公共団体が行った男女共同参画に関する政策に対して評価をし、再度政策に還元することも審議会の重要な任務となる。過去や現行の政策に関する問題点を審議し、段階的に推進状況を見極め、次に生かすためにはこの政策評価は必要不可欠な作業である。

苦情処理

基本法は第17条に苦情処理に関する規定を置いている。この苦情処理にはふたつの意味が含まれている。ひとつは行政の行う男女共同参画に関する政策または男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる政策に関する苦情の処理であり、もうひとつは性別による差別や男女共同参画社会の形成を阻害するような人権侵害が行われた場合に被害者救済を図るための苦情の処理である。

地方公共団体はこの基本法の規定に則って、審議会等では把握しきれない住民の「生の声」を受け付ける受け皿として、住民からの申し出を適切かつ迅速に処理するため苦情処理システムの整備を条例で定める必要がある。苦情処理システムはなるべく行政から独立した第三者苦情処理機関を設置することが望ましい。その理由として、「苦情処理委員という外部の目が入ることは、行政職員とは異なる視点を導入する契機となること、

申し出側の言い分にも、相手側の言い分にも公平に耳を傾け、第三者的な視点で中立公平な判断を求められていること」などが挙げられる⁴¹⁾。このシステムは各地方公共団体によってその形態が様々である（表1.を参照）。苦情処理システムの類型には オンブズパーソン型 委員（会）型 審議会型 首長型 相談申出型の5つがあるという（各類型の

説明は脚注を参照のこと)⁴²⁾。この5つの類型の中で最も第三者的な中立性を持つものはオンズパーソン型であろう。オンズパーソンは地方公共団体の長から独立した専門委員として設置される苦情処理委員であり、委員(会)型との違いは問題解決に関する最終決定権を持っているということである。オンズパーソンは住民から寄せられた苦情に関する大きな権限が条例によって与えられているものであるので、長はオンズパーソンの決定を尊重しなければならない。よって、オンズパーソンは長の関与を経ることなく助言、勧告等を行うことができるのである⁴³⁾。また、地方公共団体の他の機関に対しても意見することができる。

さらに、苦情処理システムの整備は幅広い意見を汲み上げ、その地域の実情に即した政策へ反映させることに繋がる。

表1. 条例で規定されている苦情処理システムの型式
(都道府県と政令指定都市に限る)

オンズマン型	北海道、岩手県、埼玉県、石川県、兵庫県、鳥取県、愛媛県、さいたま市、千葉市、川崎市、
委員(会)型	秋田県(私人間の事案のみ)、福島県、茨城県、長野県、愛知県、大阪府、横浜市、名古屋市、大阪市、神戸市
審議会型	秋田県(行政に関する苦情のみ)、山形県、栃木県、神奈川県、福井県、山梨県、滋賀県、和歌山県、島根県、岡山県、香川県、徳島県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県、仙台市、
首長型	青森県、宮城県、富山県、奈良県、札幌市
相談申出型	東京都、沖縄県、北九州市

出典：大西祥世「自治体における男女平等オンズパーソン制度」東京市政調査会『都市問題』第95巻第2号(2004)34-37頁。

年次報告

各地方公共団体で定期的に、現在の男女共同参画の推進状況がどのようになっているのかを明らかにする必要がある。地方公共団体に男女共同参画の推進状況に関する報告書を作成して、報告させる年次報告を条例で義務付けることによって、男女共同参画に関する政策を確実に実行していく

ことを担保することができる。

男女共同参画センターの設置

男女共同参画センターは、女性らの交流や人材育成に役立つ。センターで、セミナーを開催し、起業や男女共同参画について学ぶことができる。また、子育て支援として親子が集える環境の整備としても有用ではないだろうか。この規定は新しく建物を建築することを求めるものではなく、予算的制約を回避するために、男女共同参画センターとしての機能を従来の住民センターなどに追加するという方法でもよいと考える。

(3) 農山漁村に関する規定

ここで、もう一度農村女性に視点を戻したい。条例において農村女性に関する規定を設けることが望ましい訳であるが、実際に各地方公共団体は農村女性に関する規定をどのような形で規定しているのであろうか。農村女性に関しては農山漁村として漁村と一緒に規定されたり、他の自営業従事者と共に規定されたりしていることがほとんどである。

その内容は概ね「男女が主体的にその能力を十分に発揮し、それぞれの労働に対して正当に評価され、社会の対等な構成員として経営活動またはその他の活動に共同で参画する機会を確保できるように、必要な環境の整備に努める」というものである。このように各地方公共団体の条文では、理念的な方向性を示し、環境整備に努めることを定めることとしている場合が多い⁴⁴⁾。しかし、それだけでは農山漁村の男女共同参画に力が注がれることは期待できない。一部の地方公共団体では農山漁村における男女共同参画の環境整備を「推進する」や「講ずるものとする」としている規定も見られるが、男女共同参画の環境整備に「努めるものとする」としている地方公共団体が圧倒的に多い。農村における男女共同参画の推進状況から言えば、ここは努力義務に留めるべきではなかろう。何らかの策を講じることを義務化すべきである。

また、農村の現状は固定的な性別役割分業意識からくる女性への家事・

育児の押し付けや、それによって引き起こされる意思決定過程への不参画が問題なのであるから、経営面だけ、または立案への参画の推進だけ、若しくは家庭生活とその他の活動の両立だけを推進する内容では足りない。それらすべてを総合的に考えていくことによってこの悪循環から農村女性を解放することができるのである。したがって、条例においてもそれらすべてに配慮すべきである。

さらに条例は、地方自治法第14条2項によって住民に義務を課し、権利を制限することができるのと解されている。すなわち、必要に応じて男女共同参画を推進するように義務を課したり、権利を制限したりすることができるのである。神奈川県では男女共同参画推進条例第10条で毎年、各事業所に男女共同参画の推進に関する報告を義務付ける規定を設けている。その方法を応用して農業者に対しても同様に、経営様態や家族経営協定の締結の有無(家族経営協定に関しては、本章の4節を参照)、農業と家庭生活との両立を支援するための措置の状況などの報告を義務付けることが可能なのではないだろうか。そうすることで、男女共同参画に対して関心を持ってもらうことができるとともに、家族経営協定の実態調査にもなり、当該協定を締結していない世帯に対しては、セミナー等の案内をすることができる。

2 節 男女共同参画意識の醸成

男女共同参画社会の形成は住民の意識によって大きくその推進状況が変わってくる。したがって、住民に男女共同参画について関心を持ってもらい、その理念を理解してもらう必要がある。そのためには、男女共同参画意識の醸成を狙った政策が必要である。

ここでは、市町村の政策として農業委員会の事務に男女共同参画に関する事務を含める方法、都道府県の政策として農業経営基盤強化促進法の基本方針に男女共同参画に関する項目を置く方法をそれぞれ検討する。

(1) 農業委員会（市町村）

農業委員会は、地方自治法第202条の2第4項と農業委員会等に関する法律第3条に根拠を持つ市町村における独立の行政委員会であり、農地法に基づく農地の権利移動の許可等の法令に基づく業務の他、農地の流動化、担い手の育成等構造政策の推進にかかる業務を行っている。農業委員は、農業者の地域内の農業及び農業者に関する全ての事項について意見を公表したり、行政庁の諮問に応じたりする地域の農業者の代表である。そのような重要な役割を担う農業委員会の事務に男女共同参画に関する事務を含めることによって、農村において男女共同参画の認識が深まるとともに、意識の醸成が見込まれる。ひいては農村の特色である性別役割分業意識の強さが緩和されるのではないかと期待される。

農業委員会と男女共同参画の関連性について述べると、農業委員会は「農民の地位の向上に寄与するため」（農業委員会等に関する法律第1条）に設置された委員会である。したがって、農業就業人口の約6割を占める農村女性の地位の向上を目的とした男女共同参画は、「農民の地位の向上に寄与する」ものであり、その目的は合致していると言える。

また農業委員会の事務に男女共同参画に関する事務を入れるには、農業委員会の事務に地方公共団体の独自性を出さず余地はあるのかということを考えておく必要がある。その点、地方自治法第138条の4第2項は「普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規定を定めることができる」と定めている。この規定は、各委員会は法令に反しない限りにおいて、自治事務として独自の事務規定を委員会規則によって定めることを許容したものと解される。つまり、独自の事務規定として農村の男女共同参画に関する事務を農業委員会規則において定めることができるのである。

さらに地方公共団体もその条例に農山漁村に関する規定を置くことで、地方公共団体が農村における男女共同参画を推進するための政策を行う義

務を明確にし、そしてその政策を具体化するものとして、農村や農民に関わる事務を所掌する農業委員会に男女共同参画に関する事務を行わせることができる。したがって、条例(地方自治法第14条)や委員会規則(地方自治法第138条の4第2項)で地方公共団体独自の規定を定めることによって、男女共同参画に関する事務を農業委員会に所掌させることができると解される。

また農業委員会等に関する法律第6条3項には「農業委員会は、前2項に規定する事務を行うほか、その区域内の農業及び農民に関する事項について、意見を公表し、他の行政庁に建議し、又はその諮問に応じて答申することができる」とあるので、農業委員会は主体的に農民に関する事項として農村女性についての意見を公表し、行政庁に対し建議すること、又はその諮問に応じて答申することができる」と解される。

このように、農業委員会の業務内容の中に男女共同参画意識の醸成を狙って、例えば男女共同参画に関する啓発活動や情報提供、調査・研究といった事務を入れることには十分検討の余地がある。

(2) 農業経営基盤強化促進法の基本方針(都道府県)

農業経営基盤強化促進法(以下促進法)は、効率的かつ安定的な農業経営が農生産の相当部分を担うような農業構造の確立を目指し、農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講ずることにより、農業の健全な発展に寄与することを目的とした法律である。そして当該基本方針は育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標や農用地の利用集積目標、育成方法などを設定するために策定される行政計画である。

促進法は第5条において「都道府県知事は、政令で定めるところにより、農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針(以下「基本方針」という)を定めるものとする」としている。そして同条2項において「基本方針においては、都道府県の区域又は自然的経済的社会的諸条件を考慮して都道府県の区域を分けて定める区域ごとに、地域の特性に即し、次に掲げる事

項を定めるもの」とされており、当該基本方針に定めるべき事項が列挙されている。

この基本方針に男女共同参画に関する事項を設けることはできないだろうか。当該基本方針に男女共同参画に関する項目を設けることで、男女共同参画意識の醸成に寄与することになるだろう。この場合、農業経営基盤の強化と男女共同参画がどのような関連性を持つのかということを考えなければならない。思うに、近年の農業人口の減少、高齢化が顕著な農村部において、農業の担い手を確保、育成することは農業経営基盤の強化につながり、その担い手としての女性農業者をエンパワーメントすることは避けて通ることができない。女性農業者を農業の担い手としてエンパワーメントすることで、女性農業者の共同経営者としての自覚や経営に対する意識の向上と、そのことを通じた経営改善への取組が期待される。また、共同経営者としての地位を積極的に認めることによって農村において男女共同参画社会の形成を阻害している性別役割分業意識の改善が見込まれるのではないだろうか。

では、具体的にどの事項に女性農業者に関する項目を盛り込むことができるのだろうか。例えば、促進法第5条2項1号の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向」に女性農業者に関する事項を入れることが可能なのではないだろうか。女性農業者を農業の重要な担い手であると認め、その役割と責任を明確にしていくことを「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向」と規定することによって、農業基盤の強化と男女共同参画社会の形成の2つの側面で有益なものとなる。後継者問題や高齢化で頭を悩ませる農村において、農村の女性たちのエンパワーメントは農村社会の活性化を生み、そのインパクトが農業の担い手を呼び寄せる原動力になるのではないかと考える。ひいてはそのことが農業経営の強化と安定化をもたらしてくれるのではないだろうか。本法の目的が「効率的かつ安定的な農業経営を育成」と「農業の健全な発展」であるならば、「農業者に対する農用地の利用の集積」や「農業者の経営管理の合理化」と同

様に担い手の育成も「農業経営基盤の強化を促進するための措置」として十分意味をなす。したがって、当該基本方針に女性農業者を視野に入れた項目を置くことは検討する価値があるのである。

3節 意思決定過程への参画

農村女性を意思決定過程に参画させるために、地方公共団体はどのような取組をしていけばよいのだろうか。ひとつは審議会等の委員の男女比率を一定割合以上にする積極的是正措置という方法、そしてもうひとつは男女共同参画計画を策定し、その中で意思決定過程への女性の参画に関する数値目標等を掲げる方法である。ここではこのふたつの方法をそれぞれ検討していきたい。

(1) 積極的是正措置

基本法第2条2項は積極的是正措置を「男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること」と定義している。そして、この積極的是正措置は基本法第8条にある地方公共団体の責務規定においての「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策」に含まれると解されているので、地方公共団体には積極的是正措置を実施する責務がある。この積極的是正措置には審議会の男女比率を一定以上の割合にすることや、職員の配置などに配慮することが含まれる。農業に関して言えば、農業に関する審議会等への積極的登用や、農政課の職員に女性を配置し、女性農業者の意見を汲み取りやすくすることなどが必要となってくる。

(2) 計画における数値目標の設定

第2に男女共同参画計画を策定して、その中で女性の意思決定過程への参画に関する目標を掲げる必要がある。では、計画においてどのような目標を掲げることが農村女性を意思決定過程に多く参画させることに有効な

のか。また、その目標を達成するために地方公共団体がとり得る政策にはどのようなものがあるだろうか。

審議会等

積極的是正措置同様に農業に関する審議会や農業委員の女性比率の目標数値を上げることが重要である。計画において目標数値を定めることで達成すべき目標が明確になる。前述のように審議会における女性比率は平成17年度において都道府県が28.3%，政令指定都市では27.2%であり，国の審議会よりもその比率が低くなっている。今後さらに男女比がなるべく対等に近づくように努めなければならない。

起業・経営

平成16年に女性農業者が起業した件数は農林水産省経営局女性・就農課調べによると8,667件である。女性農業者が起業することは，女性をエンパワーするだけでなく，個人的な収入にも繋がり，農村の男女共同参画社会の形成に有益なものである。

さらに，共同経営者としての地位を明確化するという意味においては，家族経営協定の締結農家数に関する目標数値を定めることも重要であろう（本章4節を参照）。

農業協同組合

さらに，農業協同組合（以下農協）の正組合員や役員の女性比率を目標として掲げることが考えられる。農協は組合員の経済的・社会的地位の向上をはかるとともに，日本農業の発展のために大変重要な役割を担う大きな組織である。その農協の正組合員になり，さらにはその役員になるということは地域の農業における意思決定過程への参画を示している。そしてそれは女性農業者の声を地域社会に反映していく有効手段として機能する。

では，これらの目標を達成するために地方公共団体はどのようなことをすべきなのであろうか。まず審議会等については，前述にあるような積極的是正措置をすることが必要である。地方公共団体の長に委員を選任する権限がある場合は，直接的に意思決定過程への男女共同参画を促進する

ことが可能である。しかし、起業・経営や農協の正組合員・役員に女性を増やしたい場合は、地方公共団体が直接的に措置を施すという訳にはいかない。なぜなら、行政が女性に起業することを強制することは不可能であるし、農協という民間団体の組合員や役員に関する事項を直接行政が調整することもまた不可能であるからである。したがって、具体的に数値を目標として掲げることは可能であっても、それを達成する手段としては、環境づくり、意識の醸成といった間接的な手法をとらざるを得ない。しかし、その間接的手法も男女共同参画社会の実現のような働きかけ続けることに意味のある類の課題には必要不可欠な要素の一つである。

起業する女性を支援する取組としては、女性農業者対象の企業家セミナーの開催や起業のための資金援助などをしていくことが望まれる。また農協の正組合員・役員を増やすには、農協に女性の正組合員・役員の増加を促す文書要請をすること等が考えられる。

4節 家族経営協定の推進

(1) 家族経営協定とは

家族経営協定とは家族間において経営方針や家族一人ひとりの役割、働きやすい環境づくりなどについての取決めを文書化したもので、主に報酬や就業条件などを定めた協定のことである。平成17年現在の家族経営協定締結農家数は、32,120戸で、年々その数は増加傾向にある⁴⁵⁾。家族経営協定の取決め内容については、「農業経営方針」が85.9%、「労働時間・休日」が83.3%、「農業面の役割分担」が74.9%、「労働報酬」が72.0%で上位を占めており、「育児の役割分担」は6.1%で少ない⁴⁶⁾。

(2) 家族経営協定の意義

家族経営協定は家族間において個人の役割と責任を明確化し、それぞれの能力を十分に発揮できるようにすることを目的として締結される。家族経営協定には女性農業者や農業後継者を共同経営者として位置づけ、その

責任を明確にして経営者としての自覚を促し、農業経営を活性化するという経営の合理化という機能がある。そしてさらにこの家族経営協定は女性農業者の自由な時間の創出と女性の財産形成を可能し、将来的には性別役割分業意識も改善していくことが期待されるという点において男女共同参画社会の実現にも一役買うのではないかと考えるのである。

家族経営協定は先ほどの2章で見た農村の特徴、要するに男女共同参画を阻害している要因を解消する機能を有している。つまりは、「農村部では性別役割分業意識が強く、農作業も家事・育児・介護も女性がしているという現状があり、女性たちは自由時間が確保できず、そのために地域活動や、経営、意思決定過程への参画が困難になっている。また、農村女性の多くが賃金を受け取っていない」というその現状を打破することが家族経営協定を締結することによって可能になるのだ。というのも、このような現状を改善するためには家族の中で、各々の仕事や収入を明確化し、時間的にも経済的にも女性の自立を促進する必要がある。その点、就業条件や報酬、休暇、賃金などを定めた家族経営協定は自由な時間の創出と女性の財産形成を可能にしてくれる。さらに将来的には性別よりも個人が尊重され、性別役割分業意識も改善されていくであろう。それこそが家族経営協定の男女共同参画的機能なのである。また、「一定期間、育児に専念する」という内容の項目を入れることによって家族経営ではあいまいになりがちな育児休暇を保障することも可能であるし、高齢化が顕著な農村において介護に関する項目を置くことも重要になってくる。

これは、家族の中に契約という概念を持ち込み、個人を尊重するものとして極めて前進的な取組になりうる。今でこそ農村は男女共同参画の遅れた地域であるが、この家族経営協定の締結が進めば、いずれは男女共同参画の先進地域になることも大いに期待できるのではないだろうか。

(3) 家族経営協定締結の促進に向けて

では、地方公共団体はいかにして家族経営協定の締結を促進していけば

よいのであろうか。

はじめに国の行っている家族経営協定の促進についての取組を概観してみよう。国では認定農業者制度の運用に関して家族経営協定の締結を促進するような取組をしている。認定農業者制度とは促進法第12条の農業経営規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善などの目標と、その目標達成のための措置を記載した農業経営改善計画の認定を受けた農業者のことであり、当該計画は市町村が同法の基本構想に照らして認定する。認定農業者になると、その計画達成に向けて資金の融通や農地の斡旋、農業者年金などの様々な支援措置を受けることができるようになる。

平成17年現在の認定農業者数は、191,633人で、そのうち女性は、3,685人(1.9%)である⁴⁷⁾。女性農業者の割合が低いのは、今まで行政が申請の対象者を一世帯につき経営を主宰する一個人のみとしていたことに起因している。しかし近年の男女共同参画社会の実現に向けた各種取組の一環として、平成15年6月に「認定農業者制度の運用改善のためのガイドライン」が出された⁴⁸⁾。その内容はある一定の要件を満たしていれば、農業経営改善計画の認定の共同申請が認められ、女性農業者や農業後継者にも認定農業者になる道を開くというものである。その要件とは、「農業経営改善計画の認定申請を行う各人が、すべて、同一の世帯に属する者であること。(農地法第2条6項に規定する世帯員をいう) 家族経営協定等の取決めが締結されており、その中で、当該農業経営から生ずる収益が当該名義人のすべてに帰属すること及び農業経営に関する基本的事項について当該名義人すべての合意により決定することが明確化されていること。当該家族経営協定等の取決めが遵守されていること」である⁴⁹⁾。家族経営協定の締結を共同申請の要件に入れることで、その促進を図っているのだ。その他に、農業者年金や農業改良資金、果実需給調整対策などの事業においても家族経営協定の締結を共同申請の要件に入れることとしている。

この取組は、家族経営協定の締結を普及させるという意味で効果的であ

ると考える。家族経営協定があまり締結されていない現時点においてはそれで十分意義深いのかも知れない。しかし家族経営協定の締結が制度上のメリットを享受することだけのためになされるのでは、本来の趣旨が没却してしまう。そうならないためにその意義を十分に浸透させることも重要な課題である。その家族経営協定の意義の浸透は農業者の最も身近で地域の実情に応じた政策を展開できる地方公共団体の役割である。

そこで、家族経営協定の普及とその意義の浸透のために地方公共団体は何をすることができるのであろうかということを考えていく。

まず、家族経営協定というものの認知度を上げ、正しい知識を付けてもらう必要がある。農林水産省が行った「食料・農林水産業・農山漁村に関する意向調査」(平成16年度)の中で家族経営協定についてよく知らないと答えたのが17.3%で約2割おり、家族経営協定の必要はないと回答した人は42.4%であった。その中で「家族で話し合えばよいので家族経営協定の必要はない」と答えている人が37.9%で最多数を占めていることから、家族間に協定といった仰々しいものを介入させることへの抵抗感が感じられる。しかし、前述のように家族経営協定は家族の話し合いの結果を客観的な合意文書として残すものであり、決して大げさなものでない。思うに家族経営協定についての知識や認識があいまいなのがその抵抗感の原因なのではないだろうか。このような抵抗感を拭い去るためには家族経営協定に関するきちんとした知識の普及を目的とした農業者対象のセミナーや広報誌の発行など、広報活動の充実が必要になってくる。

次に、前述にもあるように男女共同参画に関する計画の中に家族経営協定締結農家を農家人口の何%にするといった具体的な目標数値を掲げることが考えられる。平成16年度で家族経営協定締結農家の割合は0.98%とかなり低い結果となっている⁵⁰⁾。また、地域によって、家族経営協定締結農家の割合に開きがあるので地域の実情に合わせて目標を設定することが必要である。例えば、九州が9,614戸、関東が9,225戸であるのに対して、沖縄は241戸、東海で865戸である⁵¹⁾。

さらに促進法の市町村の基本構想にも家族経営協定の締結を促進する内容を盛り込むことが可能なのではないだろうか。促進法第6条において「市町村は、政令で定めるところにより、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(以下「基本構想」という。)を定めることができる」と規定されている。その基本構想において市町村は同条2項に列挙された事項を定めるものとされている。その中の第2号「農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率かつ安定的な農業経営の指標」のところに家族経営協定の締結を促進する事項を入れることができないのではないだろうか。例えば家族経営協定の締結が家族経営農家の理想的な経営態様であることを記したり、家族経営協定締結農家を家族経営農家の何%にするなどの目標数値を掲げたりすることが考えられる。

促進法は、前述のように「農業者の経営管理の合理化」を目的として制定された法律であるので、女性農業者を共同経営者として位置づけその責任を明確にし、経営者としての自覚を促して農業経営を活性化するという機能をもつ家族経営協定の促進はその目的と合致する。さらにその結果として効率かつ安定的な農業経営に発展することが期待できるのであるから基本構想に家族経営協定の促進を盛り込むことは理に適っているし、必要である。

お わ り に

本稿では、男女共同参画社会とは男女が性別にとらわれず、その人個人がその人らしく生きることのできる社会であるということを前提に、各種統計から農村における男女共同参画社会の現状を見た。そして、それを日本全体の男女共同参画の推進状況と比較することによって、農村の男女のあり方についての特徴を検討した。その特徴とは性別役割分業意識が強い、意思決定過程への男女共同参画が著しく低いなど、男女共同参画の推進状

況が遅れていることを示すものであった。そこで、農村における男女共同参画を推進していくために、地方公共団体は何をすべきなのかということの検討を試みてきた。

男女共同参画に関する政策において地方公共団体の独自性・地域性を重視することは、大変重要なことである。なぜなら都市部と農山漁村のようにそれぞれの地域によってその特性が大きく変わるからである。本稿では農村を取上げたが、都市部ではまた違った特色（例えば労働力率や離婚率など）があるはずであり、地方公共団体はそれに応じた政策を講じなければならない。したがって、地域の特性を十分理解し、それに見合った政策を展開していくことが重要である。また地方公共団体は男女共同参画社会の実現のために、法令を駆使し、その権限の範囲においてできることに力を尽くすべきである。各地方公共団体には柔軟な発想と豊富な知識で、独自の政策を打ち出していくことが望まれる。

本稿で見たように現在、農村は男女共同参画の遅れた地域であるが、実は日本国憲法ができる以前からJA（農業協同組合）の指導者は女性の参画に関心をもち、取組んでいたという⁵²⁾。70年以上前に産業組合中央会（現全国農業協同組合中央会）が行った「婦人と産業組合に関する調査」（1928年）の中で、「現代ほど婦人の社会的地位に変化を来しつつあり、少なくとも来さんとして多くの問題が生じつつ時はない」「産業組合で婦人の自覚が極めて低いのは、組合関係者の大いに恥ずべき事」「組合への婦人参加は、組合全体の進歩であり、利益である」と説いている。この時代から農村女性の活躍が組合の利益になるという考え方があったことは意外である。この指導者は女性が農業にとっていかに重要な存在であるかを認め、女性たちの能力に期待を寄せていた。筆者もこの先覚者の言うように、農村の女性たちは、大いなる可能性を秘めていると考えている。農村の女性たちが自由に十分その能力を発揮し、農作物の扱い方、利用方法など農村女性ならではの視点を生かすことによって、一人ひとりが直接、社会と繋がっていく可能性を持っているからである。これこそが性別ではなく一

人ひとりの個性が重んじられる男女共同参画社会の目指すべき姿であり、農村はそのモデルケースになりうる可能性を持っていると考えるのである。

先覚者が女性の参画の重要性を説いてから70年以上経った今もその現状は大きな進展を見せてはいない。農村社会を活性化させ女性農業者のその能力と可能性を発揮するためには推進体制の整備や男女共同参画意識の醸成、女性の意思決定過程への参画などの男女共同参画社会を促進していく取組が必要不可欠となる。一日でも早く農村の男女共同参画を実現させるために、地方公共団体が地域の特性に応じた独創的かつ有効的な政策を展開していき、そして農村女性が性別にとらわれず、それぞれの個性を生かし、一人ひとりが社会と繋がっていく、そのような社会が実現することを願ってやまない。

- 1) 農林水産省「農業構造動態調査 地域就業等構造調査結果 女性の就業構造・経営参画状況調査」(平成15年度)
- 2) 大沢真理編『21世紀の女性政策と男女共同参画社会基本法』ぎょうせい(2000)85頁
- 3) 朝倉むつ子・戒能民江「フェミニズム法学をめざして」朝倉むつ子他著『フェミニズム法学 生活と法の新しい関係』明石書店(2004)383頁。
- 4) 大沢 前掲2)86頁。
- 5) 大沢 前掲2)72頁。
- 6) 国連開発計画(UNDP)「人間開発報告書2004」参照。
- 7) 国際貿易投資研究所「国際比較統計」順位は2004年のものを参照。
- 8) 男女共同参画社会批判を繰り返しているのは、八木秀次高崎経済大学助教授や長谷川三千子埼玉大学教授、林道義元・東京女子大学教授などの学者や、産経新聞、『正論』『諸君』などのメディアである。
- 9) 伊藤公雄『「男女共同参画」が問いかけるもの 現代日本とジェンダー・ポリティクス』インパクト出版会(2003)139-140頁。
- 10) 伊藤 前掲9)137頁。
- 11) 内閣府男女共同参画局「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成16年度)
- 12) 内閣府男女共同参画局 前掲11)
- 13) 内閣府男女共同参画局「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成14年度)
- 14) 内閣府男女共同参画局『男女共同参画白書』(平成17年度版)60頁。
- 15) 厚生労働省「賃金構造基本調査」(平成16年度)
- 16) 内閣府男女共同参画局 前掲14)64頁。
- 17) 内閣府男女共同参画局 前掲14)65頁。
- 18) 文部科学省「学校基本調査」(平成17年度)

農村女性と男女共同参画社会の実現（林）

- 19) ベネッセ教育研究所「第2回子育て生活基本調査」(平成14年)
- 20) 内閣府男女共同参画局 前掲14) 92頁。
- 21) 文部科学省 前掲18)
- 22) 内閣府男女共同参画局 前掲14) 49頁。
- 23) ここの数字は内閣府男女共同参画局「国の審議会等における女性委員の参画状況調べ」(平成17年度)を参照。
- 24) 内閣府男女共同参画局 前掲14) 51頁。
- 25) 内閣府男女共同参画局 前掲14) 20頁。
- 26) 厚生労働省「女性雇用管理基本調査」(平成15年度)
- 27) 厚生労働省「子育て支援策等に関する調査研究」(平成15年度)
- 28) 農林水産省 <http://www.maff.go.jp/danjo/data2.html> 参照。農業就業人口とは16歳以上の世帯員(平成7年以降は15歳以上の世帯員)で、自営農業だけに従事した者と、自営農業とその他の仕事の両方に従事した者のうち農業が主である者の合計をいう。
- 29) 農業委員の数は平成15年月1日現在である。農協関係は「総合農協統計表」平成15年度の数字となっている。
- 30) 農林水産省 前掲1)
- 31) 農林水産省 前掲1)
- 32) 農林水産省「農家における男女共同参画に関する意向調査」(平成16年度)
- 33) 総務省「社会生活基本調査」(平成13年度)
- 34) 農林水産省 前掲1)
- 35) 農林水産省 前掲1)
- 36) 橋本ヒロ子「第1章 条例をつくる必要性」山下泰子他著『男女共同参画推進条例のつくり方』ぎょうせい(2001)16頁参照。
- 37) 札幌市は人口約188万人の北海道の言わずと知れた政治・経済・文化の中心地である。産業構造は「卸売・小売業、飲食店」「サービス業」「不動産業」などの第3次産業がその7割を占める。一方十勝は20の市町村で構成される北海道で最も耕地面積の大きい地域であり、全道で獲れる農作物の24%が十勝で生産されるという(平成14年)。(資料は各地方公共団体 H.P. より)
- 38) 内閣府男女共同参画局 <http://www.gender.go.jp/> 参照。
- 39) 橋本 前掲36) 14頁参照。
- 40) 橋本 前掲36) 24頁参照。
- 41) 木村勇「男女共同参画に関する苦情処理について 地方自治体の対応」『法律ひろば』55巻2号 40頁。
- 42) 大西祥世「自治体における男女平等オンブズパーソン制度」東京市政調査会『都市問題』第95巻第2号(2004)32頁。オンブズパーソン型は本文にあるように長から独立した苦情処理の専門委員を置く方法で、その委員には苦情処理に関する広範な権限が与えられており、長もその決定を尊重しなければならない。一方委員(会)型は長が設置した委員(会)が長から送付された苦情に関して調査し、答申する形をとるものである。結論は長が下すことになる。審議会型は、長からの諮問に応じるだけのものである。首長型とは、

長に寄せられた苦情を長が適切に処理するもので、実際に対応するのは男女共同参画課の職員などである。最後の相談申出型というのは、苦情の申出ではなく長に相談ができるとしている場合のものである。相談申出型では、加害者や関係者に関する調査ができない。(大西 前掲42) 34-37頁参照。)

- 43) 大西 前掲42) 34頁。
- 44) 農村漁村に関する規定を置いている11都道府県と2つの市の中で取組を義務規定として置いているのは岩手県、宮城県、熊本県の3県のみである。たとえば宮城県男女共同参画推進条例第10条は「県は、農林水産業及び自営の商工業の分野において女性が主体性を活かし、その能力を十分に発揮し、正当な評価を受け、対等な構成員として方針の立案及び決定の場に参画する機会が確保される社会を実現するため、必要な環境整備を推進する」と義務規定としており、島根県男女共同参画推進条例14条は「県は、農山漁村において、男女が社会の対等な構成員として、事業経営及びこれに関連する活動並びに地域社会における活動に参画する機会を確保するため、必要な施策の実施に努めるものとする」という努力義務にしている。
- 45) 農林水産省経営局女性・就農課「家族経営協定に関する実態調査結果について」(平成17年度)
- 46) 農林水産省経営局女性・就農課 前掲45)
- 47) 農林水産省経営政策課調べ <http://www.maff.go.jp/danjo/data3.html> 参照。
- 48) 農林水産省15経営第1537号平成15年6月27日
- 49) 農林水産省 前掲48)
- 50) 農林水産省女性・就農課調べ <http://www.maff.go.jp/danjo/data4.html> 参照。
- 51) 農林水産省経営局女性・就農課 前掲45)
- 52) 日本農業新聞 平成11年7月1日からの連載「法を追い風に」第1部「JAの女性参画」第2回を参照。

その他の参考文献

- 浅井亮子「男女共同参画社会の二面性 男女共同参画社会が目指す社会」明治大学大学院 政治学研究科『政治学研究論集』第21号(2005) 213-320頁。
- 伊藤公雄「バックラッシュの構図」日本女性学会学会誌編集委員会編『女性学』Vol. 11(2003) 8-19頁。
- 江橋崇「男女共同参画社会基本法と男女平等推進条例」『法学セミナー』No. 529(1999) 6-9頁。
- 大沢真理「男女共同参画社会への施策と住民自治の発展(1)」地方自治総合研究所『自治総研』第28巻8号(2003) 68-82頁。
- 川崎政司『地方自治法基本解説』法学書院(2004)
- 塩野宏『行政法 総論〔第4版〕』有斐閣(2005)
- 関哲夫『シリーズ・データでわかる 資料集 男女共同参画社会』ミネルヴァ書房

（2001）

関根猪一郎「男女共同参画条例をめぐる若干の基本論点」高知短期大学社会科学会『社会科学論集』第84巻（2003）63-85頁。

辻村みよ子・稲葉馨編『日本の男女共同参画政策 国と地方公共団体の現状と課題』東北大学出版会（2005）

辻村みよ子「男女共同参画社会の法と制度」『ジュリスト』No. 1213（2001）72-75頁。

内閣府男女共同参画局『逐条解説男女共同参画社会基本法』ぎょうせい（2004）

中山忠政「男女共同参画条例の制定経緯と盛り込まれた内容の分析」高知女子大学『高知女子大学紀要』第51巻（2002）25-34頁。

原田尚彦『行政法要論〔全庁第5版〕』学陽書房（2004）

広岡守穂「男女共同参画社会基本法以後の自治体政策」東京市政調査会『都市問題』第95巻第2号3-14頁。

広岡守穂・広岡立美『よくわかる自治体の男女共同参画政策』学陽書房（2001）141-146頁。

船橋邦子「条例制定をめぐる「攻防」から見えてきたもの 今後を展望するため」日本女性学会学会誌編集委員会編『女性学』Vol. 11（2003）37-49頁。